企画セッション

◆ 産学官連携による共同研究成果の特許権の取扱いー日米比較を中心にー ◆

【概　要】

日本では、事業を実施する大企業、中小企業、スタートアップ等（以下、「企業等」）の実施機関と、研究を実施するが事業化を行わない大学、公的研究機関等（以下、「大学等」）の不実施機関とによって行われる「産学官連携」による共同研究の成果は、両者の共同出願や共有特許になることが多い。

一方、欧米諸国、特に米国では、不実施機関から中小企業・スタートアップへのライセンス等の技術移転が活発であり、大学等の不実施機関においては単願率が高い現状（米国では 90%程度が単願）があり、所有する権利に対するマネジメントの自由度が増すことで不実施機関からのスタートアップ創出が活発になっていると考えられる。

日本においては、知財関連費用の資金不足や知財に対する投資意識不足から、出願費用等の負担を条件に共有権利者となるスポンサー（主に大企業等の実施機関）を探し、かつ、スポンサーの意向に沿った権利内容とすることで、自らの成果の普及を促す戦略を採っている不実施機関も多いため、実施機関であるスポンサーがすぐに事業化に至らない場合に、実施機関－不実施機関間の対立構造に至る可能性が潜在的に高い状況にある。

この日米両国における状況の相違は、大学等の不実施機関発の研究成果活用環境の相違（大企業等による大学発スタートアップとの連携・M&A の活発度、スタートアップ投資の有無、知的財産取得への投資状況）から生じる、基礎技術の創出から社会実装までの循環システムの相違も影響していることも想定される。

本企画セッションでは、こうした我が国の産学官連携を取り巻く状況を踏まえて、産学官連携による共同研究等の性質、研究体制、権利発生の経緯等の種々の条件について勘案した上で、我が国の産学官連携及び海外の産学官連携の現状について下記点等について議論を行う。

① 産学官連携による共同研究等の成果の特許権の取扱い（共同出願か、単独出願か）
② 産学官連携による共同研究等の成果のライセンス活用（独占・非独占）

以　上

企画セッション

◆ 産学官連携による共同研究成果の特許権の取扱いー日米比較を中心にー ◆

【モデレーター】

渡邉　純也（特許庁審査第一部ユーザーエクスペリエンス　主任上席審査官）

2005 年に特許庁入庁。分析診断分野の特許審査・審判、知財行政関係業務に従事した他、一般財団法人工業所有権協力センター(IPCC)、ジェトロバンコク事務所へ出向。2026 年 9 月まで総務部企画調査課にて大学・スタートアップにおける知財活用支援等を担当した後に現職。

【パネリスト】

隅蔵　康一（政策研究大学院大学　教授）

1998 年に東京大学大学院工学系研究科博士課程修了、博士(工学)。東京大学先端科学技術研究センター助手を経て、2001 年に政策研究大学院大学助教授（後に准教授）、2016 年より教授。2026 年より同大学・科学技術イノベーション政策プログラムのディレクターを務める。専門は科学技術イノベーション政策、知的財産政策。

狩野　幹人（三重大学 学長補佐(危機管理担当)、研究・社会連携統括本部 准教授）

2004 年、三重大学知的財産統括室（知的財産管理アドバイザー派遣事業（特許庁）採択に基づき設置。）助手。同大学社会連携研究センター准教授等を経て、2024 年より現職。2015 年より大学院地域イノベーション学研究科准教授を兼務。知財ガバナンス部門長として、知的財産・技術移転のマネジメントのほか、研究インテグリティ副部門長として、安全保障輸出管理、利益相反マネジメント等に従事。学外活動として、（一社）大学技術移転協議会 理事、経済産業省 安全保障貿易自主管理促進アドバイザー等。

堀野　功（(株)NTT データ経営研究所先端イノベーションセンター ディレクター）

米国から帰国後（在米 10 年）、矢崎総業株式会社（グローバル戦略）、科学技術・学術政策研究所(NISTEP)等を経て、2017 年から株式会社 NTT データ経営研究所にて産学官連携、知財 DD、科学技術イノベーション政策など、先端技術の事業化に関するプロジェクトに携わる。また、日本ライセンス協会の産学官連携活用 WG サブリーダーとして、知財を軸とした経済圏拡大に尽力。

松村　光章（IBM Corporation Head of IP Licensing, APAC & EMEA）

IBM の知的財産ライセンシング責任者として、アジア太平洋および EMEA（欧州・中東・アフリカ）地域を統括。AI、量子コンピューティング、先端半導体など、次世代技術の事業化に向けた特許ライセンス交渉や戦略的パートナーシップを主導している。前職の NTT ドコモでは、標準必須特許（SEP）のライセンスプログラムやクロスボーダーM&A を担当。ライセンスを通じた業界全体の持続的な成長と、技術エコシステムの発展に貢献することを目指している。

松下　外（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業　パートナー弁護士）

2010 年に弁護士登録、2017 年にニューヨーク州弁護士登録。理系のバックグラウンドを活かし、特許、商標、意匠、著作物、営業秘密等の知的財産に関する侵害訴訟・交渉、各種審判・異議申立手続をはじめとする知的財産関連の紛争解決手続のほか、ライセンス契約・共同研究開発契約の作成等を取り扱う。経済産業省の「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」「AI の利用・開発に関する契約チェックリスト」「データ連携のためのモデル規約 解説と論点整理」の策定にも携わる。